⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は千葉国道事務所のホームページにより公表する。

2　競争参加資格

⑴～⑶、⑸、⑺～⑽　第１号２⑴～⑶、⑸、⑺～⑽に同じ

⑷　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

①　第１号２⑷①に同じ

②　橋梁形式がトラス橋、アーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

③　最大支間長が70m以上であること。

④　架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法以外の工法であること。

ただし、上記①～④は同一工事であること。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記①、②の施工実績を有すること。ただし、①、②は同一工事であること。

⑹　当該工事の現地での架設期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成23年７月から平成24年４月までを予定する。

①～③　第１号２⑹①～③に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として、「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「上部工の品質管理に係わる具体的な工夫」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

4　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成23年２月15日15時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　第１号５に同じ

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Oowada first bridge.

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　田尻地区函渠その２工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自：千葉県市川市田尻５丁目
至：千葉県市川市高谷２丁目

⑷　工事内容　専用部堀割スリット、函渠　躯体延長約Ｌ＝約144m　内空面積　約212～321㎡（内幅29.9～45.2m、高さ6.2～7.6m）
Ｕ型擁壁　Ｌ＝約10m
土工　掘削　約94,000㎥　埋戻し　約17,000㎥
地盤改良（高圧噴射併用機械攪拌）１式
コンクリート工　約26,800㎥　鉄筋工　約4,460ｔ
仮設工　仮桟橋　１式　土留・仮締切工　１式　地中連続壁　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年３月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約26,800㎥、鉄筋約4,460ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「堀割部函渠構造物の品質管理に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒂～⒆　第１号１⑻～⑿、⒂～⒆に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は首都国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年11月19日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から田尻地区函渠その２工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①、⑥～⑨　第１号２⑴、⑸、⑺、⑻、⑽に同じ

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。